平成２９年（フ）第２９９号
仙台市青葉区小田原６丁目４番48―203号
債務者　村井　　智
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　良成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
大津市一里山１丁目９番12号　ステージハウス万石601、前住所大津市一里山３丁目23番23号
債務者　田口　秋則
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印南　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７１号
神戸市灘区五毛通４丁目１番21号、従前の住所神戸市灘区高尾通４丁目６番10号　パークハイム摩耶206号
債務者　飯田　一雄
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３４号
広島市佐伯区藤の木４丁目19番11号
債務者　西林　敏文
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１３号
（住民票上の住所）広島市東区馬木５丁目1296番地２
債務者　フラワーボックス878こと　三浦　宥亜
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４８号
広島市安芸区船越南２丁目19番26―707号
債務者　木邑　孝志
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５１号
広島市南区向洋新町２丁目24番27号
債務者　宇根　由美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　洋正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８７号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目９番２―408号
債務者　坂本　　忍
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４９号
山形市みはらしの丘２丁目６番地16
債務者　土谷　　尚
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
山形市宮町１丁目10番10号　三條アパート202号室、住民票上の住所山形市長町２丁目４番30号
債務者　久世　美幸
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
函館市昭和４丁目35番13号
債務者　田中　　勲
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４１号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番３号　県営住宅３―101
債務者　髙橋めぐみ（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４４号
秋田県湯沢市千石町２丁目１番28号　千和荘７号室
債務者　樋渡　則子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１１９号
愛知県安城市里町長根２―１　Ｂ―218号、住民票上の住所福岡県福岡市早良区次郎丸１丁目24番３号
債務者　松永　高幸
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
三重県伊勢市岩渕１丁目５番18号　メゾン岩渕102号室、前住所三重県伊勢市馬瀬町1205番地35
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
島根県出雲市小山町471番地１　メゾンＭＫＶ―106
債務者　鈴木　典久
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
松江地方裁判所出雲支部